

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、

② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.7 万隻(令和4年 11 月現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で5回目の更新)している。現行の承認期間は令和5年 3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針」及び「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」についても新たに制定する。

2. 新しい委員会指示の概要

承認対象を「過去2年間の実績者」とすることにより、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

(1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認条件とする。

① 過去2年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること

- ・ 令和3年 1 月 1 日から令和4年 12 月 31 日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

- ・ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

③ 暴力団員等ではないこと

- ・ 暴力団員等に該当しない旨の適格性に関する誓約書があること。

(2) 承認期間について

令和5年4月1日から令和7年3月 31 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に 3 ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料3-1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料3-2 太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)について
- (3) 資料3-3 太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(案)について
- (4) 資料3-4 太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)
- (5) 資料3-5 太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)
- (6) 資料3-6 太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)について
- (7) 資料3-7 太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)について

改正後	改正前
太平洋広域漁業調整委員会指示 <u>第四十三号</u>	太平洋広域漁業調整委員会指示 <u>第三十七号</u>
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一條第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一條第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。
<u>令和四年十一月二十八日</u>	<u>令和二年十二月二日</u>
太平洋広域漁業調整委員会 会長 <u>〇〇 〇〇</u>	太平洋広域漁業調整委員会 会長 <u>関 いずみ</u>
太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示	太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示
1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。） 第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋	(1)「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。） 第百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋
(2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業	(2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業	イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業	ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業	ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業	ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業	ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

(イ) 小型定置漁業 (ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3 又は 4 の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和四年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第三十七号の 3 の（1）又は 4 の（4）若しくは（5）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。	(イ) 小型定置漁業 (ロ) 小型定置網漁業 (ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3 又は 4 の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和二年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号の 3 の（1）又は 4 の（4）若しくは（5）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和三年二月十二日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 平成二十八年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。
--	---

<u>ハ 法第二百二十一条第四項で準用する同法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。</u> <u>ニ 申請者が、次の①から③までに掲げる者に該当しないこと。</u> <u>① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</u> <u>② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの</u> <u>③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</u> (2) <u>令和五年二月十日</u>までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。 (3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）<u>及び別記様式第五号による誓約書</u>を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 4 承認証の交付と変更等 (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2) <u>若しくは</u> (4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。	(新設) (新設) (2) <u>令和三年二月十二日</u>までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。 (3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 4 承認証の交付と変更等 (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)、(4) <u>若しくは (5)</u>の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
---	--

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。 (3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、<u>3の(1)ハ及びニの条件を満たし</u>、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。 (削る。) <u>(5)</u> (4) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、<u>別記様式第五号による誓約書</u>及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。	(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。 (3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。 <u>(5) 委員会は、この指示の有効期間中に、太平洋において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以下（5）において「当該者」という。）が現被承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であつて、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。</u> <u>イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。</u> <u>ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がないこと。</u> <u>ハ 当該都道府県における現被承認者の数に当該者の数を加算しても、平成三十年四月三十日時点の当該都道府県における旧被承認者の数を超過しないこと。</u> <u>(6) (4) 及び (5) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、(4) の規定による申請の場合にあつては現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届及び原簿謄本を、(5) の規定による申請</u>
---	---

ない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 <u>(6)</u> 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の(3)並びに4の(3)、<u>(5)</u>及び<u>(6)</u>に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和五年一月一日から令和七年三月三十一日</u>までとする。	<u>の場合にあっては原簿謄本を、それぞれ</u>添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。 <u>(7)</u> 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の(3)並びに4の(3)、<u>(6)</u>及び<u>(7)</u>に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載<u>(4の変更)に該当する場合は除く。</u>されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、<u>令和三年一月一日から令和五年三月三十一日</u>までとする。
--	--

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十三号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和四年十一月二十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 ○○○○

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋

(2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

（イ） 小型定置漁業

（ロ） 小型定置網漁業

（ハ） 底建網漁業

（ニ） 別表1の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業

ヘ 法第二百一十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による太平洋広域漁

業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和四年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第三十七号の3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までに掲げる者に該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者という。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原

簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

らない。

(2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
- イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
- ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から令和七年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表 2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十三号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県			所属漁協・支所	
		現 行		変更（該当項目のみ記入）
承認番号				
氏 名				
申請者住所				
使用する船舶	船 名			
	漁船登録番号			
	船舶総トン数			
漁業の方法				
操業海域				
操業予定時期				
主な水揚げ市場 （又は漁協）				
備 考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで
年 月 日	
太平洋広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)

新	旧												
太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針 令和4年 11 月 28 日 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。 2. 対応・処分基準 (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)	② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。	太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針 令和2年 12 月 2 日 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。 2. 対応・処分基準 (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)	② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。
違反内容	委員会としての対応・処分												
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)												
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。												
違反内容	委員会としての対応・処分												
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)												
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。												

(削る。) (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。 3. 処分する場合の手続き (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。 (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。 (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。 (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。	(2) <u>裏付命令を受けた者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付け命令を申請した日及び承認を取り消された日から 1 年間は、承認を行わない。ただし、裏付命令を受け承認も取り消された場合はいずれか早い方を起算開始日とする。</u> (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。 3. 処分する場合の手続き (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。 (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。 (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。 (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。
---	--

太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和4年 11 月 28 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
* 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)

新	旧
太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 令和4年 11 月 28 日策定 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和5年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和4管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和4管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。	太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 令和2年 12 月2日策定 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和3年2月 12 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、第6管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、第6管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

(削る)

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	

(2) 承継承認等について

ア、委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が 400 を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であって、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が 400 を超えるときには、現被承認者の数が平成 30 年4月 30 日時点の被承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。
- ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(6)及び(7)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	

千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)	
東京都		
神奈川県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
高知県		
和歌山県		
徳島県		
愛媛県		
大分県		
宮崎県		

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

(1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。

(2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、

① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

とする。

5. その他

(1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。

(2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。

(3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。

① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。

千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)	
東京都		
神奈川県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
高知県		
和歌山県		
徳島県		
愛媛県		
大分県		

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

(1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。

(2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、

① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

とする。

5. その他

(1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。

(2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。

(3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。

① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。

- ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	＝	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	＝	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	＝	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	＝	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	＝	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号
(削る)

- 承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- 承認証の承認期間にかかる記載は令和5年4月1日～令和7年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規の承認については、始期を施行日とする。
- 再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- 旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

- ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}			旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	＝	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

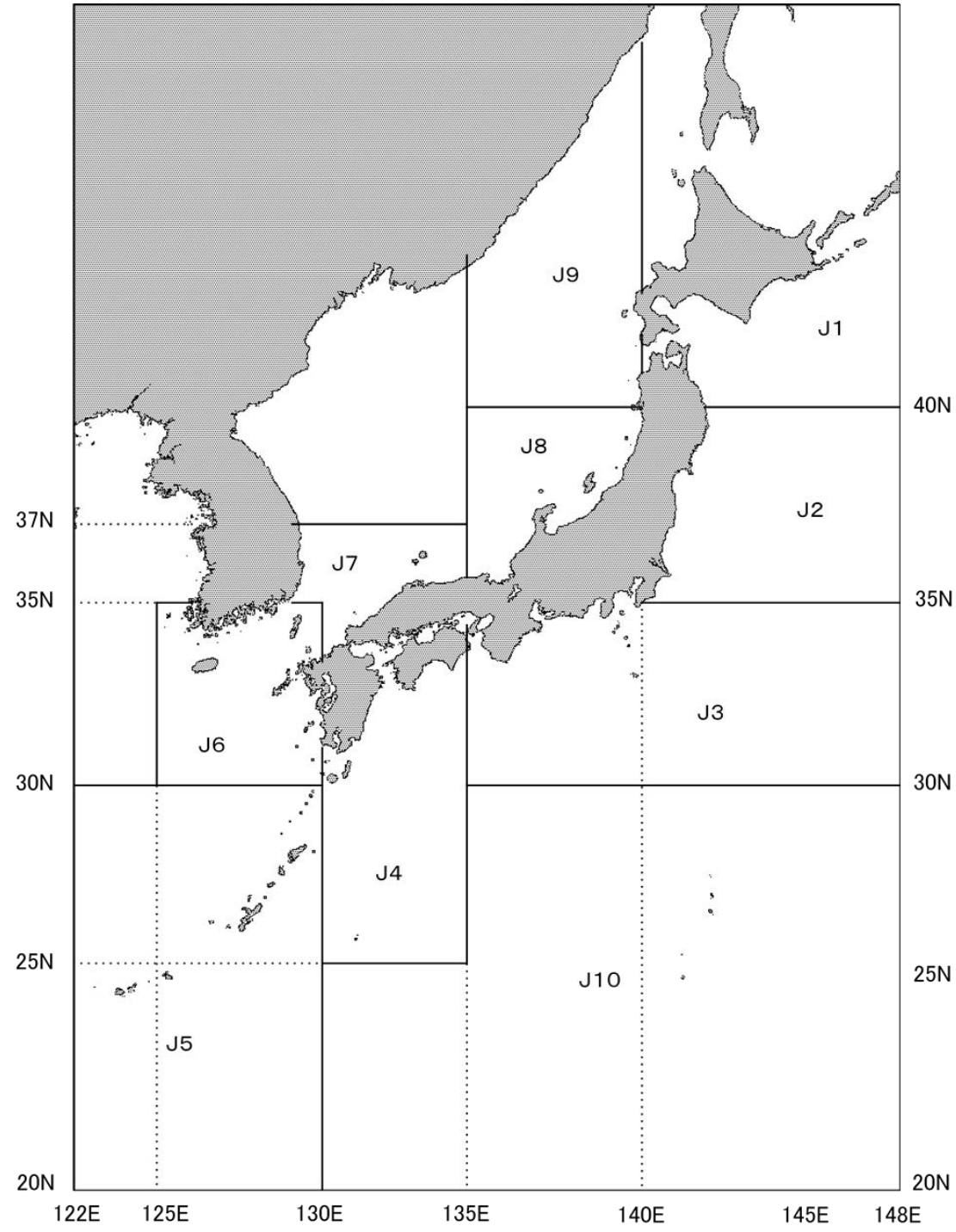
※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

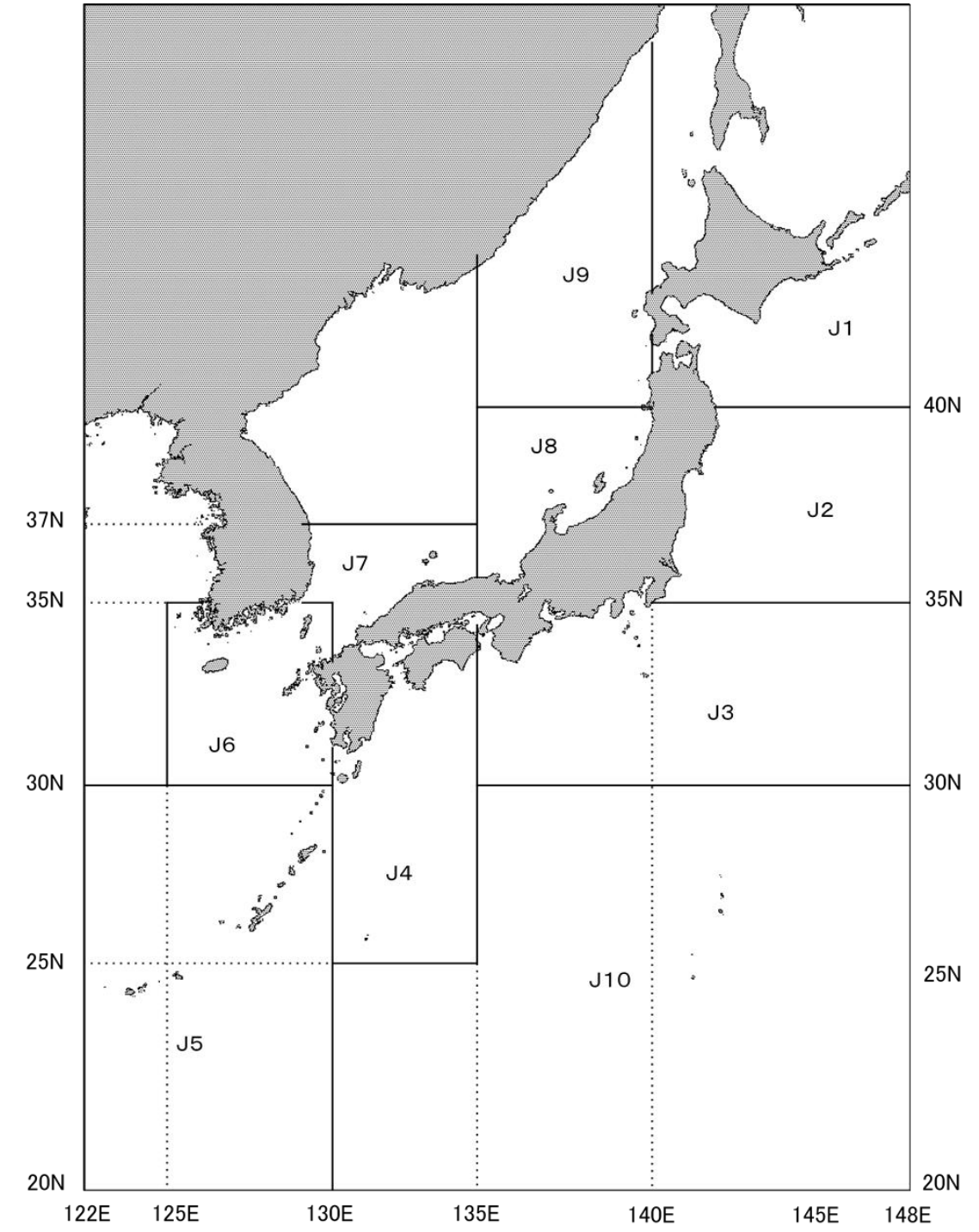
※3 委員会指示の4の(5)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- 承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- 承認証の承認期間にかかる記載は令和3年4月1日～令和5年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の4の(5)の規定による申請を含む。)の承認については、始期を施行日とする。
- 再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- 旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(別図)



(別図)



太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の 8 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

令和 4 年 11 月 28 日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の 8 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の 3 及び 4 に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の 3 に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の 3 の (1) のイの「くろまぐろの漁獲実績を 1 キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の 3 の (1) のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の 3 の (2) の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の 3 の (1) のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の 3 の (1) の承認申請期限は令和 5 年 2 月 10 日のため、委員会指示の 3 の (1) のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和 4 管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和 4 管理年度に 1) や 2) に該当した場合は、委員会指示 6 の (2) のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	
和歌山県	
徳島県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1~J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くらまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式※1				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 （者が変わらず、船のみ入れ替える場合）		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など （船は変わらず、者が変わる場合）	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和5年4月1日～令和7年3月31日とする（変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。）。ただし、廃業見合新規（委員会指示の4の（5）の規定による申請を含む。）の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号（再交付申請書）を添付する。

(別図)

